厚生労働省
長崎労働局

Press Release

長崎労働局発表
令和7年5月1日(木)

担当
長崎労働局労働基準部
健康安全課長　近本　佳美
地方産業安全専門官　銀杏田(いちょうだ)　裕
電話　095－801－0032

夏季を中心に熱中症多発のおそれ

長崎労働局は

『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』を展開します！

職場での熱中症により、近年は、全国で1年間に約 30 人の尊い命が失われ、約1000人以上が4日以上仕事を休んでおり、長崎県でも 23 人が休業しています。

死亡災害は、建設業、製造業及び運送業で多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、初期症状の放置・対応の遅れた事例が含まれているほか、WBGT 値(暑さ指数)を把握せず、その結果として WBGT 基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例なども見られています。

本年の九州北部地方の気温について、平年並か高いとの予報もあり、気候変動の影響による熱中症のリスクが懸念されます。

令和7年6月1日には、熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための措置が義務付けられます。

厚生労働省長崎労働局では、積極的な熱中症予防対策への取組の強化を図るため、本年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、すべての職場において、基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して、医師等の意見を踏まえた配慮を行うことについて、重点的な対策の徹底を図ります。

別添資料1　令和6年　長崎労働局管内の熱中症による労働災害
別添資料2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

令和６年　長崎労働局管内の熱中症による労働災害

番号	発生月	業種	年代	休業見込期間	発生時間帯	気温（注１）	WBGT値（注２）	事案の概要
１	７月	その他の事業	６０歳代	1ヶ月	１２時台	31.4℃	31.0℃	屋外での水道検針作業中、身体全体の攣り、立眩み及び倦怠感を発症し、歩行困難となったため医療機関受診したもの。
２	７月	ビルメンテナンス業	６０歳代	1週間	１１時台	30.9℃	31.5℃	倉庫での清掃作業終了後、眩暈、吐き気を発症し、熱中症の疑いで救急搬送されたもの。 当日は朝から気温が高く、降雨もあり蒸し暑い環境であった。
３	７月	商業	３０歳代	４日	１５時台	32.1℃	30.6℃	屋外での洗車業務に従事中、突然ふらつき座り込み、その後、熱中症の症状を発症したもの。屋内で各部位を冷やして休憩したが、意識が朦朧とし意思の疎通が取れなくなり救急搬送されたもの。
４	７月	運輸交通業	５０歳代	７日	１８時台	30.9℃	29.0℃	屋内での手荷物仕分け作業に従事中、多量の発汗と息切れを発症。早退勧奨を固辞し、涼しい場所で水分を摂りながら体調を確認し作業に戻るも嘔吐及び軽度の痙攣を発症し救急搬送されたもの。前日から食事を摂っておらず、睡眠も十分ではなかった。
５	７月	農業	２０歳代	１２日	１０時台	30.9℃	30.5℃	屋外での草刈り作業中、下半身が動かないと申告し医療機関に搬送されたもの。横紋筋融解症の診断。炎天下で２時間ほど、水分を摂りながら作業を行ってはいた。
６	７月	その他の事業	６０歳代	３週間	１２時台	33.9℃	31.3℃	工場内での機械の修理作業に従事中、立ち眩みやふらつき等を発症し医療機関を受診したもの。
７	７月	商業	５０歳代	８日	９時台	31.4℃	31.1℃	店舗内外の清掃作業に従事中、店舗内のエアコンの効きが悪く体調不良となったもの。後日、医療機関を受診し熱中症と診断された。
８	７月	警備業	７０歳代	１週間	１６時台	31.9℃	31.0℃	工事現場での交通誘導警備に従事中、熱中症と思しき症状を発症したもの。
９	７月	港湾荷役業	６０歳代	８日	１３時台	31.9℃	30.8℃	魚市場内で鮮魚出荷のための作業中、ふらついて倒れそうになり、その後、意識が朦朧としてきたため救急搬送されたもの。搬送待ちの間、水の摂取、首に氷嚢を当てる等の応急措置により意識は回復。
１０	７月	警備業	５０歳代	1ヶ月	１４時台	32.0℃	32.2℃	屋外での交通誘導警備業務に従事中、頭痛、吐き気及びふらつきを発症し医療機関を受診したもの。
１１	８月	建設業	２０歳代	４日	１１時台	31.7℃	31.6℃	工事現場で外周の片付け作業中、午前11時頃に頭痛を発症したことから、日陰で水分を摂取し午後の作業開始まで休憩。午後の作業開始時も頭痛があり手の痺れも発症したことから医療機関を受診したもの。
１２	８月	警備業	４０歳代	1ヶ月	１２時台	34.1℃	31.9℃	工事現場での交通誘導警備に従事。午前の業務が終了し、エンジンをかけエアコンを使用する自動車内で昼休憩を取り始めたところ、眩暈、吐き気及び手足の痺れを発症し医療機関へ搬送されたもの。
１３	８月	警備業	７０歳代	１週間	１５時台	33.7℃	33.4℃	工事現場での交通誘導警備に従事。休憩中に熱中症と思しき症状を発症し救急搬送されたもの。
１４	８月	食料品製造業	２０歳代	２週間	１２時台	33.7℃	31.2℃	調理場での加熱調理業務に従事中、室温が40℃前後に上昇する中で眩暈、息苦しさを発症。クーラーの効いた休憩室で休憩していたが過呼吸、さらに痙攣及び筋肉硬直を発症し救急搬送されたもの。

番号	発生月	業種	年代	休業見込期間	発生時間帯	気温（注１）	WBGT値（注２）	事 案 の 概 要
１５	８月	ガス業	５０歳代	５日	１３時台	35.7℃	31.8℃	ガスの検針業務に従事。業務終了後、帰社した直後に体調の悪化をきたし、動けなくなり救急搬送されたもの。
１６	８月	漁業	６０歳代	６日	９時台	31.3℃	31.6℃	定置網作業中、体調の悪化をきたしたもの。帰宅させるも、自宅玄関で動けなくなり救急搬送されたもの。熱中症による急性腎不全の診断。
１７	８月	漁業	３０歳代	５日	１３時台	32.0℃	31.4℃	船上作業中、吐き気を発症したことから水分、塩分を摂取。その後、帰港時には足の痺れ、眩暈及び嘔吐を繰り返したことから医療機関を受診したもの。
１８	８月	造船業	５０歳代	６日	９時台	31.4℃	29.7℃	製品であるボイラ炉内での手入れ作業に従事中、吐き気と眩暈を発症。こらえて水を飲みながら作業を継続したところ動けなくなり救急搬送されたもの。送風ファンで風を送りながらの作業ではあった。
１９	８月	建設業	３０歳代	１４日	１７時台	32.1℃	29.7℃	工事現場での足場の解体、片付け作業に従事中、頭痛、吐き気及び全身のこむら返りを発症。我慢して作業を継続したが、作業終了後、自宅でさらに症状が悪化し救急搬送されたもの。急性腎前性不全の診断。
２０	８月	道路貨物運送業	５０歳代	５日	２０時台	29.6℃	27.6℃	事務所階段下で倒れこみ、救急搬送されたもの。
２１	８月	建設業	６０歳代	１週間	１５時台	31.8℃	32.3℃	船舶整備のため機関室内での作業中、体調不良となったもの。室外に出て体を冷やし休憩していたが、ふらつき及び足がつったため医療機関を受診したもの。
２２	９月	造船業	５０歳代	４日	１２時台	31.6℃	31.6℃	船体ブロック内での溶接作業に従事。午前の作業を終え休憩所へ向かう途中、目先が真っ白になりふらついているところを発見され、さらに手足が痺れ、意識が朦朧としていたことから救急搬送されたもの。
２３	９月	商業	４０歳代	４日	２３時台	28.5℃	26.0℃	店舗内整備工場において自動車部品の交換作業中、体調不良で動けなくなり、救急搬送されたもの。

（出資）労働者死傷病報告
（注１）気温については、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における発生時間帯の気温を参考値として示した。
（注２）WBGT値については、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所における発生時間帯のWBGT値を参考値として示した。

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

☐ 作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

☐ 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

☐ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

☐ 教育研修の実施

管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画　e-learning

☐ 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

（R７.２）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請